

偏在する地方税財源の格差是正を求める意見書

少子高齢化や人口減少が同時進行する中で、暮らしを支える公共サービスを提供する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会、地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会を実現するためには、持続可能な財政運営に資する地方の自主財源を確保していくことが不可欠である。

しかし、現行の地方税制において、近年の都市部を中心とした景気回復に伴う法人二税等の増収を背景に地域間の税収の差が拡大していく構造的問題を含んでいる。これまで、地方交付税により財源調整機能・財源保障機能が適切に発揮されていたが、累次の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に沿って財政健全化の取り組みが進められ、本県のような財政力の弱い地方公共団体においては税収が増加してもそれを上回って地方交付税が抑制され、歳出削減に懸命の努力を続けているにもかかわらず、最低限必要な行政サービスすら保障できなくなるような厳しい財政運営を強いられているところである。現行の地方税体系のまま、地方公共団体間の財政調整の機能を有する地方交付税が減少することとなれば、ますます都市部と地方との財政力格差が拡大することが懸念される。

以上のことから、国におかれては、法人事業税の水平調整という暫定的措置ではなく、国税と地方税の税体系そのものを抜本的に見直し、偏在性の少ない基幹税を中心とするあるべき地方税体系を早急に構築するとともに、地方交付税を充実・強化することにより本来の機能である財政調整機能を発揮させ、地域住民に対し果たすべき役割と責任に見合った財源を確保できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

和歌山県議会議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣